

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月6日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第22号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第5（第2条第5項関係）		別表第5（第2条第5項関係）	
種類	額	種類	額
（略）		（略）	
法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請に対する審査手数料	120,000円	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請に対する審査手数料	120,000円
法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請に対する審査手数料	160,000円	法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請に対する審査手数料	160,000円
（略）		（略）	
法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	120,000円	法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	120,000円
法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	160,000円	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	160,000円

(略)	(略)
-----	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画部建築指導課)